

令和 7 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(法務省民事局)

項 目 名	船荷証券等の電子化に伴う所要の措置		
税 目	国税徴収法		
要 望 の 内 容	<p>商法（明治 32 年法律第 48 号）上、船荷証券等の有価証券は紙で発行することが求められているところ、平成 29 年に国連国際商取引法委員会で電子的移転可能記録モデル法が制定されたことや、令和 3 年 6 月の規制改革実施計画において船荷証券の電子化を可能とする具体的措置を講ずることが求められたことを受け、船荷証券等の交付に代えて船荷証券等に記載すべき事項を記録した一定の電磁的記録（以下「電子船荷証券記録等」という。）の提供をすることができるようにするための法改正を予定しているところ。</p> <p>上記商法の改正に際し、電子船荷証券記録等が提供されている場合の強制執行の取扱いを踏まえ、国税徴収上の滞納処分についても、所要の措置を講ずる。</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	(制度自体の減収額)	(—	百万円)
	(改正増減収額)	(—	百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>近年の情報通信技術の進展に伴う電子商取引の拡大に対応するため、船荷証券等の交付に代えて電子船荷証券記録等の提供を行うことができるようにする等の措置を講ずる必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成 29 年に国連国際商取引法委員会において電子的移転可能記録モデル法が制定され、各国において同モデル法を参考に国内法を整備する動きがある中、本邦においても、令和 3 年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画において、船荷証券の電子化を可能とする具体的措置が求められており、上記法改正を速やかに実現する必要がある。同法改正に際し、電子船荷証券記録等の提供がされた場合に対応するため、強制執行の取扱いを踏まえ、国税徴収上の滞納処分についても、所要の措置を講ずる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	